

令和5年8月1日

お客様各位

都城農業協同組合

キャッシュカードおよび通帳によるATM取引の一部利用制限の対象者拡大について

JAバンク宮崎では、特殊詐欺被害防止の一環として、平成30年度より「70歳以上かつ2年以上取引が無いお客さま」の方に対し、ATMでのお取引(出金・振替)に上限金額を設定し、高額のお取引を一部制限させていただいております。

しかしながら、宮崎県内では近年65歳から70歳までの年齢層でもATMを利用した特殊詐欺被害が増加していることから、下記のとおり、利用制限の対象年齢を65歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご貯金をお守りするための取り組みとして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の変更開始日

令和5年10月27日(金)より

2. 利用制限の変更内容

	変更前	変更後
対象となるお客さま	基準月(4月・10月)時点で、 <u>70歳以上</u> かつ2年以上取引の無いお客さま	基準月(4月・10月)時点で、 <u>65歳以上</u> かつ2年以上取引の無いお客さま
利用制限の内容	ATMにてキャッシュカード・通帳により、1日あたりの出金・振替(振込含む)合計金額が10万円以上の取引	変更なし
利用制限の解除方法	対象となるお客さまが利用制限の解除をご希望される場合は、本人確認資料・お届印をご持参のうえ、店舗窓口にお申し出ください。	

ご不明な点は金融窓口までお問い合わせください。

JA都城